

岩崎 純一 著

『岩崎純一全集』 第四卷 「序説、総記（四）」

岩崎純一の活動に関わる協力要請者、研究者、実験実施者、出版者に
関する序説

編纂、監修

岩崎純一学術研究所『岩崎純一全集』編纂局

巻頭言

本巻は、『岩崎純一全集』の第四巻を成し、岩崎の活動に関して、岩崎に協力を要請し、岩崎を研究し、岩崎を被験者として実験を実施し、または『全集』の一部を出版する者について述べるものである。

目次

巻頭言

第一編 協力要請者、研究者、実験実施者、出版者についての解説

説

第一部 協力要請者、研究者、実験実施者、出版者の定義

第二部 岩崎純一及びIAIの連絡先、メール等

第三部 協力要請者、研究者、実験実施者、出版者のリスト

第一章 リストの掲載方法及び留意事項

第二章 教育機関（一学校、専修学校、各種学校等）、研究機関のリスト

関のリスト

第一節 国立大学（一学校）

第二節 公立大学（一学校）

第三節 私立大学（一学校）

第四節 特殊法人等

第五節 個人、非法人、学会

第六節 高等学校、中学校等（一学校）

第三章 神道、仏教関連団体

第四章 思想、宗教関連団体

第五章 旧華族、日本芸道関連団体

第六章 医師、病院

第七章 女性グループ及び女性専用施設（女性寮、女性シェアハウス、精神障害女性、犯罪被害女性収容施設等）

第八章 出版者（出版社、大学出版会等）のリスト

第一節 出版社及び教育機関付属の出版者（大学出版会等）

第二節 電子書籍販売サイト（電子書店）

第三節 同人サークル

第九章 マスメディア

第一節 テレビ局

第二節 新聞

第十章 会社、商業

第十一章 芸能界、文化人

第十二編 協力要請者、研究者、実験実施者、出版者からの協力要請

第一部 協力方法

第二部 協力を受けられる者

第三部 協力を受けがたい、または受けられない者

第一章 協力を受けがたい、または受けられない者

第二章 イエローリスト、レッドリスト及びブラックリスト

第四部 例外条件

- 第五部 特殊要請者からの協力要請
- 第一章 精神に障害を有する者
- 第二章 身体に障害を有する者
- 第三章 一般国民生活とは異なる言語・文字体系、暦法、度量衡、慣習、住居等によって生活する者（巫女等）
- 第六部 海外からの協力要請
- 第三編 「岩崎純一総合アーカイブ」(IJCA) 及び『岩崎純一全集』(IJCW) の研究
- 第四編 「岩崎純一学術研究所」(IJAI) への協力の要請
- 第五編 「岩崎式十進分類法」(IJDC) の研究
- 第六編 IJCA及びIJCWの提供等に関する具体的要請
- 第一部 ウェブサイト内容の提供の要請
- 第二部 閲覧室への入室申請及び非公開著作物等の閲覧申請
- 第三部 書籍、学術誌、論文の出版
- 第四部 新たな著作物の執筆・制作の要請
- 第五部 IJCA・IJCWへの自作の収録の要望
- 第七編 岩崎純一の外部活動（講義、フィールドワーク、新規著作物の制作等）の要請
- 第一部 概要
- 第二部 執筆・講義・講話・ゼミ・特別講座・対談・実験協力・取材協力・メディア出演等の依頼について
- 第三部 共感覚関連の研究者や学生からの依頼について（共感覚等に関する実験・取材・インタビュー・アンケートへの協力の依頼や他の被験者の紹介の依頼について）
- 第四部 和歌等の特殊文芸作品の購入・使用の要望、和歌の制作・解読・解釈の依頼について
- 第五部 楽曲等の無形芸術作品の購入・使用の要望、作曲・編曲の依頼について
- 第六部 ウェブサイト、ウェブコンテンツ制作の依頼について
- 第七部 女性専用ウェブスペース及び岩崎と連携している女性専用施設とその閲覧室に関する質問・相談・依頼、及び岩崎から女性への逆要請について
- 第八部 岩崎を研究・招聘されるにあたっての特記事項
- 第一章 研究のご報告のお願い及び研究者・ご研究内容のリストの提供について
- 第二章 岩崎純一の女性施設への招聘について
- 第三章 女性による岩崎についての研究・執筆・学術サークル開催などの優勢について
- 第八編 法令に基づく表示
- 第一部 「甲乙」の定義
- 第二部 「各種の著作物」の定義
- 第三部 謝礼等の支払いについて
- 第四部 個人情報保護方針及び個人情報保護の保護に関する法律に基づく表示
- 第九編 個別の活動に係る協力要請者、研究者、実験実施者、出

版者向けの内部規程または注意・留意・表記事項の策定
及びその内容

第一部 概要

第二部 日本のスピリチュアル・ブーム、脳ブーム、超常現象・
オカルト科学ブーム、カルト・新宗教団体等の現状に
鑑みた、共感覚等の扱いに関する留意事項

第三部 統合失調症、不安障害、解離性同一性障害、発達障害、
共感覚等、国民間で各種の偏見問題や実在性・信憑性
への疑義論争が存在する知覚様態・精神疾患に関する
留意事項

第四部 精神疾患者等の個人情報扱い、およびDV・暴力・
虐待等の加害者への対策について

第五部 公的機関の相談窓口や警察等への相談・通報の重要性
について

第六部 IJCA 及び IJCW の編集・編纂のためのウェブサイ
ト内の女性専用スペース、及び、岩崎純一と連携してい
る各女性専用施設とその閲覧室について

第七部 日本共感覚研究会に関する留意事項

第八部 超音波コミュニティ東京に関する留意事項

第九部 岩崎式日本語に関する留意事項

第十部 よくあるご質問と回答

二〇一二年十月十三日 起筆
二〇一五年五月十三日 改定
二〇一六年二月十七日 改定
二〇一六年二月二十一日 公開
二〇一七年三月二十六日 改定
二〇一七年九月二十三日 改定
二〇一八年四月十五日 最終改定

第一編 協力要請者、研究者、実験実施者、出版者についての解説

第一部 協力要請者、研究者、実験実施者、出版者の定義

以下、協力要請者とは、岩崎純一を研究し、または自身の研究活動や担当講義の充実、科学実験、出版活動、個人の教養の向上等のために岩崎純一に協力・参加を要請し、または岩崎のあらゆる著作物または活動の成果物のいずれかの提供を要望する全ての者をいう。広義には、研究者、実験実施者、出版者等が含まれる。

協力要請者、研究者、実験実施者、出版者等を合わせて協力要請者等と総称する。協力要請者等には、岩崎に協力要請を行う限り、岩崎の著作物の編集、編纂、監修、管理または活動に直接携わる等、第三巻に述べる協力者、参加者（別途定める）となった者をも含める。

活動の意思が自然人の自由意思に還元されず、学校法人等の法人

の一部または権利能力なき社团または民法上の組合のそれであると解される人間集団（学会、大学の研究室、学術サークル等）であっても、学術活動の主体であるならば、協力要請等の主体たり得る。岩崎はいつでも、研究機関や教育機関などの関連団体に協力し、連携を積極的に行うものである。

また、中でも出版者とは、岩崎純一から出版権や著作権隣接権等の譲渡を受ける契約を締結して岩崎の著作物を販売するなど、岩崎の著作物の利用にあたって岩崎と利害関係にある営利企業（岩崎の書籍の出版社）とその使用人（その社員等）をいう。

出版社でなく、岩崎の著作物の無償提供の代行や研究費での刊行を行う大学等の発行人、発行人、刊行人、刊行所は、随時、出版者ではなく協力要請者に含めることがある。

概ね、研究所幹部スタッフは協力者等の一部、協力者等は協力要請者等の一部、協力要請者等は利用者等の一部であり、利用者等は、岩崎への協力が深まるにつれて順次、協力要請者等、協力者等、幹部スタッフへと昇格していく。但し、昇格後の振る舞いに違法性がない限り、降格や追放等の処分はない。

これらの人的分類は、岩崎からの各人に対する協力の程度と内容ではなく、各人からの岩崎に対する協力の程度と内容に基づいている。しかし、岩崎は、協力者等に対する協力の返礼を行っているのはもちろん、協力要請者等からのほとんどの要請・依頼に積極的に応じており、利用者等のみに含まれる者に対しても、内容により協力を惜しまない。

同じ大学の複数の学部・学科や同じ機関の複数の内部部署において講義、ゼミ、特別講座、講演、講話会、学術研究・調査、実験協力等を行った場合、学部・学科・内部部署の名称を列挙した。各大学・研究機関と岩崎との契約書に記載されている岩崎の職階名は、第一巻に列挙した。

これまでの主な講義、ゼミ、特別講座、講演、講話会、学術研究・調査、実験協力等は、活動総覧・活動総年表を見よ。

また、大学、高等学校、中学校については、学生・生徒向けに、学校別の IJCA 資料収録先リストを別添資料として作成してあるので、参照せよ。

第二章 教育機関（一条校、専修学校、各種学校等）、研究機関

関のリスト

第一節 国立大学（一条校）

- 宇都宮大学
- 岡山大学
 - ▽ 文学部人文学科行動科学コース心理学専攻
- 京都大学
 - ▽ 人間・環境学研究科質的心理学研究会
- 筑波大学
 - ▽ システム情報工学研究科コンピュータサイエンス専攻

- CAVE Lab. (ビジュアルサイエンス研究室)
 - ▽ 情報学群知識情報・図書館学類
- 東京大学
 - ▽ 大学院人文社会系研究科（文学部）心理学研究室（統合的認知研究グループ、旧高次視覚研究グループ）
 - ▽ 大学院総合文化研究科教養学科・超域文化科学分科
 - ▽ 大学院総合文化研究科広域科学専攻広域システム科学系
 - ▽ 大学院情報理工学系研究科電子情報学専攻
 - ▽ 大学院工学系研究科電気系工学専攻融合情報学コース
 - メディア・知能・計算分野

- 文学部言語文化学科
- 教育学部教育心理学コース
- 大学院教育学研究科臨床心理学コース
- 大学院農学生命科学研究科
- 理学部
- 東京藝術大学
 - ▽ 美術学部デザイン科、美術研究科
- 東京工業大学
 - ▽ 工学部（学院制に移行）
- 奈良女子大学
 - ▽ 文学部
- 人間文化研究科
- 広島大学

▼ 教育学部

第二節 公立大学（一条校）

● 会津大学

▼ コンピュータ理工学部数理情報科学講座

第三節 私立大学（一条校）

● 大妻女子大学

▼ 家政学部被服学科

▼ 文学部日本文学科

● 川崎医療福祉大学

▼ リハビリテーション学部

● 吉備国際大学

▼ 保健科学部作業療法学科

● 共立女子大学

▼ 家政学部被服学科

● 駒沢女子大学

▼ 人文学部日本文化学科

● 十文字学園女子大学

▼ 人間生活学部人間発達心理学科

● 上智大学

▼ 総合人間科学部心理学科

● 昭和女子大学

▼ 人間文化学部

● 専修大学

▼ 文学部心理学科（人間科学部心理学科へ改組）

▼ 人間科学部心理学科

▼ 専修大学人間科学学会

▼ 文学部日本文学文化学科

● 大正大学

▼ 大学院文学研究科

● 津田塾大学

▼ 国際関係学科

● 帝京短期大学

▼ 食物栄養専攻栄養士コース

● 東京家政学院大学

▼ 現代生活学部

● 東京工芸大学

▼ 芸術学部デザイン学科

● 常磐会学園大学

▼ 国際こども教育学部

● 日本女子大学

▼ 人間社会学部

● 日本大学

- 藝術学部文芸学科
 - ▽ 藝術学部図書館
- ノートルダム清心女子大学
 - ▽ 文学部日本語日本文学科
 - ▽ 大学院文学研究科日本語日本文学専攻
 - ▽ 附属図書館、清心アーカイブズ
- 文化学園大学（文化女子大学の項を見よ。）
 - ▽ 造形学部
 - ▽ 大学院生活環境学研究科
 - ▽ 文化女子大学（文化学園大学としての男女共学化により廃止）
 - ▽ 造形学部（文化学園大学への移行後も継続）
 - ▽ 大学院生活環境学研究科（文化学園大学への移行後も継続）
- 武蔵野女子大学（武蔵野大学としての男女共学化により廃止）
 - ▽ 文学部日本文学科（武蔵野大学への移行後も継続）
- 武蔵野大学
 - ▽ 看護学部看護学科
 - ▽ 文学部日本文学科（武蔵野女子大学の項を見よ。）
- 立教大学
 - ▽ 現代心理学部心理学科
- 立命館大学
 - ▽ 白川静記念東洋文字文化研究所
- 早稲田大学
 - ▽ 第一文学部（現在は廃止）

- ▽ 文学学術院・文化構想学部現代人間論系
- ▽ 基幹理工学部表現工学科
- ▽ 先進理工学部物理学科

第四節 特殊法人等

- 産業技術総合研究所 (AIST)

第五節 個人、非法人、学会

ここには、前述の教育機関に所属する者のうち、岩崎に対する協力要請、研究、実験実施、出版行為を個人として行った者（教育機関等における岩崎の講演を依頼した際に、教育機関名ではなく個人名を記した契約を交わした者）、岩崎を講師として大学に複数回にわたり招聘した者、または、前述の教育機関に所属しないが、自著や自らの論文等において個人として岩崎の活動を頻繁に紹介しその著作物を頻用している者等、とりわけ岩崎との学術的関係の深い者を記す。（敬称略。肩書きは、岩崎との最後の学術的関係時におけるものを記す。）

ここには、学会も列挙する。学会の中には、公益法人制度改革により、一般法人または公益法人に移行するものも増加しているが、非法人である学会もなお多く存在し、法律上の権利の主体が学会の代表者個人であるため、ここにまとめて記す。

(敬称略)

- 草野慶子 (早稲田大学文化構想学部現代人間論系教授)
- 清水正 (日本大学藝術学部日本大学大学院教授)
 - <https://www.shimi-masa.com/> (清水正研究室 on the web)
 - <https://shimizumasashi.hatenablog.com/> (清水正ブログ)
- 下原敏彦 (日本大学藝術学部非常勤講師)
 - <http://shimohara.net/> (土壌館 創作道場)
- 下原康子 (司書・ヘルスサイエンス情報専門員)
 - <http://shimohara.net/mitona/yasuko.htm> (ある医学図書館員の軌跡)
- 関根ひかり (東京藝術大学大学院)
 - <http://www.hikarisekine.com/> (SEKINE HIKARI)
- 遠森慶 (執筆業)
 - <https://www.tomorikei.com> (共感覚 明晰夢 不思議の国のアリス症候群 (AIWS) 遠森慶のこころのなか)
- 西成活裕 (東京大学先端科学技術研究センター教授)
 - <http://park.ite.u-tokyo.ac.jp/tknishi/> (東京大学 西成総研)
- 西村多寿子 (プレミアム医学英語教育事務所代表)
 - <http://www.premium-english.biz/> (プレミアム医学英語教育事務所)
- 日本共感覚協会 (東京大学総合文化研究科、松田英子)
- 日本質的心理学会 (日本質的心理学会研究交流委員会、京都大)

学人間・環境学研究科質的心理学研究会)

- <http://www.jaqp.jp/> (日本質的心理学会)
 - 日本大学藝術学部マスコミ研究会
 - <http://nuartmasuken.jugem.jp/> (日芸マスコミ研究会)
 - プラネターリアム銀河座
 - <http://www.singaza.jp/> (プラネターリアム銀河座)
 - 松本孝幸 (山口県公立高校教諭、元総合支援学校教諭)
 - <http://matumoto-t.blue.cocacn.jp/> (読書倶楽部通信)
 - 峯松信明 (東京大学大学院工学系研究科電気系工学専攻教授)
 - <http://www.gavo.t.u-tokyo.ac.jp/~mine/japanese/> (峯松信明& 峯松研究室のホームページ)
 - ソコロワ山下聖美 (日本大学藝術学部文芸学科教授)
 - <https://yamashita-kiyomi.net/> (ソコロワ山下聖美 文芸研究室)
 - 湯澤優美 (専修大学→トランスコスモス)
 - 渡辺未来 (建築事務所所属)
- 第六節 高等学校、中学校等 (一条校)**
- 鷗友学園女子中学校・高等学校
 - 北杜市立甲陵中学校
 - 清教学園中学校
 - 東京家政大学附属女子中学校・高等学校
 - 豊島岡女子学園中学校・高等学校

第三章 神道、仏教関連団体

詳しくは個別に岩崎まで問い合わせよ。

- 比丘尼御所（尼門跡）
- 大日女尊神社（野寄財産区管理会）
- 真宗大谷派證願寺

第四章 思想、宗教関連団体

個別に岩崎まで問い合わせよ。とりわけ新宗教・新々宗教団体に
ついては、岩崎からは概ね批判的立場として研究・講義等に参加し
ている。

第五章 旧華族、日本芸道関連団体

個別に岩崎まで問い合わせよ。

第六章 医師、病院

個別に岩崎まで問い合わせよ。

- 福島第一原子力発電所事故被災地域
- 赤城高原ホスピタル

第七章 女性グループ及び女性専用施設（女性寮、女性シェア

ハウス、精神障害女性、犯罪被害女性収容施設等）

ここには、専ら女性たち自らが岩崎をめぐる立ち上げたグルー
プや共同体を挙げる。詳細は第二巻を見よ。

グループ名称のあとに、代表者（設立者、主宰、幹事等）の氏名
及び主な参加大学の学生を記す。実際の会の主な開催場所も、これ
らの大学のキャンパスや教室である。その他、様々な女性施設や喫
茶店での開催が多い。

なお、後述の例外規定により、岩崎の知己の者、交流している巫
女等で、実名以外の職階名、社家名、源氏名等を有し、これを用い
て生活している女性は、その特殊名を記す。

一方、岩崎自身が設立者・主宰で、旧「岩崎純一のウェブサイト」
の訪問者の交流会である「岩崎純一の個人交流会・勉強会」、及びそ
の内部サークルの扱いである（あった）各グループについては、第
二巻を見よ。

- 「空木会（うつぎかい）」

▼ 小野薫枝

- 「花薄会（はなすすきかい）（岩崎純一さんの会）」

▼ 青柳香織

▼ 芝倉沙星

- 「糸姫会（いとひめかい）」
 - ▼ 藤山セン
- 「岩崎純一さんとの合同勉強会」
 - ▼ 伊田小春
 - ▼ 佐々木愛華
 - ▼ 大妻女子大学の学生・卒業生
 - ▼ 駒沢女子大学の学生・卒業生
 - ▼ 十文字学園女子大学の学生・卒業生
 - ▼ 専修大学の女子学生・卒業生
 - ▼ 日本女子大学の学生・卒業生
 - ▼ 文化学園大学の女子学生・卒業生
 - ▼ 文化女子大学（文化学園大学としての男女共学化により廃止）の学生・卒業生
 - ▼ 武蔵野女子大学（武蔵野大学としての男女共学化により廃止）の学生・卒業生
 - ▼ 武蔵野大学の女子学生・卒業生
- 「岩崎純一さんのお話を聴く会」
 - ▼ 佐々美世子
 - ▼ 上野紗奈
 - ▼ 高島ひとみ
 - ▼ 大妻女子大学の学生・卒業生
 - ▼ 共立女子大学の学生・卒業生
 - ▼ 駒沢女子大学の学生・卒業生
- 「専修大学の女子学生・卒業生」
 - ▼ 専修大学の女子学生・卒業生
- 「東京短期大学の学生・卒業生」
 - ▼ 東京家政学院大学の学生・卒業生
 - ▼ 東京大学の女子学生・卒業生
- 「武蔵野女子大学（武蔵野大学としての男女共学化により廃止）の学生・卒業生」
 - ▼ 武蔵野女子大学（武蔵野大学としての男女共学化により廃止）の学生・卒業生
- 「岩崎純一さんに会いたい会」（東京藝術大学内の特別講座として開催）
 - ▼ 渡辺未来
 - ▼ 東京藝術大学の女子学生・卒業生
- 「続 岩崎純一さんに会いたい会」（右の「会いたい会」参加女性による後継グループ）
 - ▼ 大妻女子大学の学生・卒業生
 - ▼ 共立女子大学の学生・卒業生
 - ▼ 駒沢女子大学の学生・卒業生
 - ▼ 昭和女子大学の学生・卒業生
 - ▼ 専修大学の女子学生・卒業生
 - ▼ 東京家政学院大学の学生・卒業生
 - ▼ 文化学園大学の女子学生・卒業生
 - ▼ 文化女子大学（文化学園大学としての男女共学化により廃止）の学生・卒業生
 - ▼ 武蔵野大学の女子学生・卒業生

● 右以外のグループ及び施設については、個別に岩崎まで問い合わせよ。

なお、右の三グループの構成女性の一部は第三巻に述べる協力者・参加者に昇格し、さらにその女性の一部は第二巻に述べるJJCW 編纂者や特定女性スタッフに昇格している。これら三グループの女性は、女性専用施設内にてJJCW を閲覧できる閲覧室を運営している。

第八章 出版者（出版社、大学出版会等）のリスト

第一節 出版社及び教育機関付属の出版者（大学出版会等）

- 株式会社幻冬舎
- 株式会社PHP研究所
- サイエンスニュース
- 小学館 「女性セブン」
- 東京ニュース通信社 「TVBros.」の「わらしべマッドサイエントイスト」
- 公益財団法人 音楽文化創造
- 日本大学芸術学部図書館
- D文学研究会

第二節 電子書籍販売サイト（電子書店）

ここには、岩崎から著作権の一部の譲渡を受けた旨の要請を自ら岩崎に対して行い、その契約を岩崎と直接締結し、岩崎の著作物を販売している電子書籍サイト（運営者）等のみを記す。既に刊行されている岩崎の著作物について、法律及び刊行者と岩崎との契約内容に基づき、岩崎に掲載許可を得たものと見なして岩崎に無断で掲載しているサイト（運営者）、すなわち岩崎の著作権の一部をサイト（運営者）に譲渡する契約について刊行者が代行していると見なしているサイト（運営者）は、第五巻を見よ。

（※「」内は運営会社）

- kindleストア [Amazon]
- Reader Store [「ニー」]
- 紀伊國屋書店 Bookweb/Kinopyy [紀伊國屋書店]
- honto [トウ・デイファクト]
- GALAPAGOS STORE [「シャープ」]
- 電子文庫パブリ [日本電子書籍出版社協会]
- ひかりTVブック [NTTぷらら]
- セブンネットショッピング [セブン&アイ]

第三節 同人サークル

- 人工言語友の会

第九章 マスメディア

第二節 テレビ局

ここには、岩崎が取材を受けたテレビ局や番組制作会社、番組等を記す。

● テレビ局

▼ NHK

◇ 爆問学問(爆笑問題のニッポンの教養) FILE165:「世界はもっとカラフルだ！〜共感覚のフシギ〜」

▼ 日本テレビ

▼ TBSテレビ

▼ フジテレビ

◇ 「ホンマでっか!?TV」、「未来ロケット」、「ナダール」の穴」、「IPPONグランプリ」

▼ TOKYO MX

◇ ガリレオチャンネル(ガリレオX) 「共感覚のミス
テリー 音や文字に色を感じる!?!」

● テレビ番組制作会社

▼ 有限会社アクロ

◇ 「日本全国ご自慢列島ジマング」

▼ 株式会社イースト・エンタテインメント

▼ 株式会社ジャパンウェイブ

◇ 「TOKYOプレゼンナイト」

▼ 株式会社スタツフラビ

◇ 「ホンマでっか!?TV」

▼ ワック株式会社

◇ ガリレオチャンネル(ガリレオX) 「共感覚のミス
テリー 音や文字に色を感じる!?!」

● インターネットテレビ

▼ AbemaTV

◇ AbemaPrime

第二節 新聞

● 朝日新聞

● 山陽新聞

第十章 会社、商業

● ツアーバンクシステム

第十一章 芸能界、文化人

● ザ・ギース（芸人）

■ 細かなコンテンツごとの関連サイトへのリンクは、それぞれ以下のページをご覧ください。

知覚・共感覚関連サイトへのリンクはこちら

精神疾患関連サイトへのリンクはこちら

言語学関連サイトへのリンクはこちら

神道・仏教関連サイトへのリンクはこちら

和歌関連サイトへのリンクはこちら

余情会関連サイトへのリンクはこちら

作曲・音楽関連サイトへのリンクはこちら

第二編 協力要請者、研究者、実験実施者、出版者からの協力要請

第一部 協力方法

岩崎純一による協力要請者等への協力は、原則として、要請者と岩崎純一またはIIVIが直接会合、電話、メール、文書等でやり取り

することにより打合せた上で、大学・研究機関等での講義や実験、インタビュー、取材への参加等を、必要とあらば要請者が指定した施設等（大学、研究機関、各種施設、会場、喫茶店等）に出向くことにより行う。

但し、後述の女性専用施設の閲覧室の利用については、女性研究者等、一部の女性からの入室・閲覧希望に限って認める。

第二部 協力を受けられる者

岩崎純一からの協力を得るには、次の条件を全て満たさなければならぬ。

但し、協力要請者等としてではなく、別途定める利用者として簡易な質疑、相談等を岩崎に送付し回答を求めたのみである場合は、この限りでなく、送付した質疑、相談等と同程度の簡易な回答を岩崎より無償で得ることができる。

- 初回の要請において、実名を提示できる者（提示の手段は、会合における口頭提示、電話、メール、文書等のいずれでも可。）
- 講義や実験参加への協力要請である場合、自身の所属先（大学等の法人組織とその研究室等）を直ちに提示し、岩崎に協力を要請する講義や実験参加の内容、明細を早期に提示できる者
- 取材への協力要請や『全集』の一部の刊行の提案である場合、自身の所属先（出版社、制作会社等）を直ちに提示し、岩崎に協

力を要請する取材や刊行物の内容、明細を早期に提示できる者
また、岩崎からの協力を得るには次の者であることが望ましく、
該当者に対しては岩崎は優先的に協力する。

● ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) のアカウントを有するか、ウェブサイトを運営しているか、その他インターネット上の投稿可能なあらゆるサービスのいずれかを利用して
いる場合、そのいずれかにおいて実名で (氏・名の両方を公開して) インターネット活動を行っている者

(アカウント名はニックネームであっても、本文中に実名があれば可。)

● 教育機関である場合、一条校 (大学、高等学校等)、専修学校 (学校教育法第二百二十四条)、各種学校 (同法第三百二十四条)、またはそれらに準ずる施設を有する学校

また、協力要請者等と岩崎との間に取り交わす契約書、誓約書、同意書等の書類の文言は、口語における慣用例ではなく、現行法に従って記されていることが望ましい。

例えば、協力要請者等が岩崎の著作権の一部の譲渡を受けた岩崎の著作物の適切な扱いを誓約する旨について、「著作権」と表記すべきところ、「版權」と表記されないことを強く要望する。「版權」と表記する場合、旧法における版權と同等の権利範疇と、現代口語に

おける慣用上の権利範疇の、いずれを示しているかが不明確となる。
協力要請者等の側が原案を作成し、岩崎に提示し、または署名捺印・記名押印を要求する書類で、表記に不備がある場合、岩崎は訂正を要求する。訂正が見られない場合、契約等を拒否し、著作権の一部の譲渡に応じない場合がある。

第三部 協力を受けたがたい、または受けられない者

第一章 協力を受けたがたい、または受けられない者

協力要請者が次のいずれかの者であると判明した場合は、岩崎は協力内容を限られたものに限定するか、協力を拒むことができる。

● インターネット上の投稿可能なあらゆるサービスのいずれかを利用して
いる場合、その全てにおいて実名を公表していない者
● 実名が公になっている者 (大学教員など) でありながら、インターネット上では匿名 (ニックネームやハンドルネーム) のみで活動している者

● インターネット上で実名と匿名とを不適切に使い分けている者、及びそれらに別々に対応する SNS アカウントを所持している者

(匿名での公的通報、情報提供、学術的相談、私生活上の相談等は除く。)

- デイプロマミルであることが疑われる非認定学校や団体
- 反社会的、暴力的思想または教義を標榜する政治団体、宗教団体、人権団体の構成員またはそれに類する思想または教義を標榜する者

- 暴力団員、準暴力団員またはそれに類する反社会的、暴力的活動を行っている者

- 前科ある者のうち、刑法第二十七条及び第三十四条の二に定める時間の経過によって刑の言渡し効力が消滅し、刑の言渡しによって失った権利及び資格を復権していない者

第二章 イエローリスト、レッドリスト及びブラックリスト

第五巻を見よ。

第四部 例外条件

次の者は、例外的に協力要請の資格を有する。

- 岩崎純一には実名を提示しているが、日常生活においては、実名の公表が著しく躊躇されるか、自治体、警察、人権保護団体等から実名の公表をしないよう推奨されている、犯罪、暴力、虐待等の被害者

- 岩崎純一と知己の者、交流している巫女等で、実名以外の職階

名、社家名、源氏名等を有し、これを用いて生活している者

- 既婚女性であるものの、旧姓で学術活動や職務、SNS、インターネット投稿を行っている者。または、離婚した女性であるものの、一身上の都合により元の夫の姓で同様の活動を行っている者。

第五部 特殊要請者からの協力要請

第一章 精神に障害を有する者

精神に障害を有する者は、協力を受けられる条件を満たす限り、協力要請者等たる資格を、精神障害を理由としては失わない。

第二章 身体に障害を有する者

身体に障害を有する者は、協力を受けられる条件を満たす限り、協力要請者等たる資格を、身体障害を理由としては失わない。

第三章 一般国民生活とは異なる言語・文字体系、暦法、度量衡、慣習、住居等によって生活する者（巫女等）

一般国民生活とは異なる言語・文字体系（古語、御所言葉、巫女言葉等）、暦法、度量衡、慣習、住居等によって生活する者（巫女等）は、協力要請者等たるにあたって、別途定める暦法等の規定に従っ

て、JICA及びJICWの提供要請、JIAIへの協力要請、ウェブサイトへの提供要請、その他の岩崎の活動についての要請を行わなければならない。但し、太陰太陽暦（旧暦）を使用した文芸等、一部の著作物についてはこの限りではなく、要請や岩崎とのデータ交換は古語や旧暦等で行って差し支えない。

第六部 海外からの協力要請

海外に居住する日本人及び日本国籍以外の国籍を有する者（居住地を問わず）は、本巻で述べる協力要請者等たることができる。

但し、協力要請者等たるにあたって、利用者等の一員として、第五巻で述べる各種の条約や法令の条文や規定、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス等の各種ライセンスの規定、及び、当該個人が居住する国の法律等を遵守しなければならない。

第三編 「岩崎純一総合アーカイブ」(JICA) 及び

『岩崎純一全集』(JICW) の研究

協力要請者等は、JICA及びJICWを自由に研究し、規定の範囲内でこれらの提供要請やこれらに関する質問等を岩崎純一に送付することができる。

JICAには、これらの研究成果の一部を収録しており、とりわけオープンアクセスとして提供された学術的成果は、【8系】に収録した。

但し、非公開の研究成果（公開が義務づけられている博士論文を除く学生の論文等）は、JICAにも収録しない。

第四編 「岩崎純一学術研究所」(JIAI) への協力の要請

協力要請者等は、JIAI自体をも自由に研究し、規定の範囲内でJIAIの協力要請やこれに関する質問等をJIAIまたはその所長たる岩崎純一に送付することができる。

第五編 「岩崎式十進分類法」(JIDC) の研究

協力要請者等は、JIDCを自由に研究し、規定の範囲内でJIDCの提供要請やこれに関する質問等を岩崎純一に送付することができる。

第六編 JICA及びJICWの提供等に関する具体的要請

第一部 ウェブサイト内容の提供の要請

協力要請者等は、JIAIのウェブサイトを自由に研究し、規定の範囲内でコンテンツの提供要請やこれに関する質問等を岩崎純一に送付することができる。

第二部 閲覧室への入室申請及び非公開著作物等の閲覧申請

協力要請者等のうち、第三巻に定める協力者、参加者となった者は、第六巻に定める通り、次の閲覧室や閲覧場所への入室、及び、担当外の女性施設に保管されている岩崎の非公開著作物等を含む著作物等の閲覧を岩崎に申請することができる。

● JICA 及び JICW の非公開の製作物・著作物を紙媒体ま

たはウェブサイトに閲覧できる環境を整備し、これらを居住女性に提供し、女子教養と女子生活を充実することを目的として、岩崎に許可を得た寮母、女性オーナー、女性スタッフの手によって、女子寮、女子学生寮、女性専用シェアハウス、心身障害女性施設、犯罪被害女性施設等の内部に設置されている閲覧室や閲覧場所（多くの場合、他の一般図書も閲覧可能な図書室）

但し、これらの女性専用施設については、当然原則として、居住女性を中心とする女性のみが協力要請者等たる資格を有する。これらに特別に出入りする男性警備員や、加害者たる男性親族等は、その資格を有しない。

閲覧室を設置した寮母、女性オーナー、女性スタッフは、当然協力要請者等たることができる。

なお、岩崎純一は、ウェブサイトのほか、これらの女性専用施設のイントラネット、プライベート・ネットワーク、情報管理システム、システム室の機械的構築及び電子的構築を行い、遠隔管理を含ま

む管理を行う一方で、施設全体及び閲覧室の運営には関与しない。

第三部 書籍、学術誌、論文の出版

協力要請者等は、第六巻に定める通り、JICA 及び JICW の一部の出版、刊行の提案を岩崎純一に送付することができる。

第六巻に述べる通り、岩崎純一から出版権や著作隣接権等の譲渡を受ける契約を締結して岩崎の著作物を販売しようとするなど、岩崎の著作物の利用にあたって岩崎と利害関係が生じうる契約を締結しようとする営利企業や公益・一般法人、その他の法人、またはこれらの使用人（岩崎の書籍の出版社の社員等）は、必ず明確にそのことを書面で示さなければならない。

一方、岩崎の著作物を、無償の学術誌・学会誌の一部やオープンアクセス論文であるネットコンテンツとして、別途定めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンス等に従って再配布する者は、岩崎に利用許諾を改めて得る必要がない。

第四部 新たな著作物の執筆・制作の要請

岩崎に新たな言語の著作物の執筆を要請する場合は、執筆を要望する意図及びその内容の概要を添えて、その旨を岩崎に送付することができる。

但し、書物の書き下ろし、有料出版物への寄稿等の要請である場

合は、前項の書籍、学術誌の出版に関する規定に従わなければならない。また、当該著作物に関して岩崎が保持する出版権の刊行者側への全面的な譲渡及び刊行者側による出版権の排他的な独占を要求する場合（岩崎による当該著作物の頒布の阻止及びJICWへの不掲載を要求する場合）は、その旨を、契約の締結時のみならず、契約の締結の前に文書で示さなければならない。これ以外のいかなる場合も、岩崎は当該著作物に係る著作権の全部を保持する。

また、岩崎に言語の著作物以外の著作物の制作を要請する場合も、同様にその旨を岩崎に送付することができる。但し、制作の可否及び契約内容については、個別に相談するものとする。

第五部 JICA・JICWへの自作の収録の要望

第三巻を見よ。

第七編 岩崎純一の外部活動（講義、フィールドワーク、新規著作物の制作等）の要請

二〇〇四年一月十日 起筆

二〇〇四年四月二十四日 公開

二〇一七年十月十六日 改定

二〇一八年四月二十日 最終改定

第一部 概要

協力要請者等は、岩崎純一による大学、研究機関、各種施設における講演、講義、授業、講話会、座談会または屋外活動、フィールドワーク等の実施やこれらへの協力の要請を岩崎純一に送付することができる。

仕事のご依頼は随時受け付けており、詳しくは次の目的別の説明を一読されたい。

岩崎は、協力要請者等の要望の内容や段階に応じて、一件ごと岩崎の情報を見積りした見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等を発行する。これらの書類への各種事項の記載の方法や有無、扱い等は、各種の税法等に従うものとする。

講義やインタビュー、実験協力等のご依頼の場合は、ご依頼の主体である大学や研究機関、事業主による依頼書、契約書等の発行をお願い申し上げる次第である。

第二部 執筆・講義・講話・ゼミ・特別講座・対談・実験協力・取材協力・メディア出演等の依頼について

メールにてその旨をお送り願いたい。

各種文章の執筆、大学などでの講義・講演、共感覚者としての心理学・神経科学などにおける検証実験・インタビュー・アンケートなどへの参加、テレビの取材など、様々なご依頼を承っており、ま

ずは依頼の大きな内容をお知らせ下さいれば幸いです。

予算、振込方法（銀行・ゆうちょ銀行・ゆうちょの振替口座のいずれも可）等のご要望があれば、メールに記載いただいで差し支えない。

大学・研究機関での岩崎純一の講演などのご依頼の場合、当該機関や依頼者の情報（所在地、電話番号など）を提示の上、法令及び当該機関の内部規程、倫理審査等に従ってご依頼いただきたい。また、ご依頼は電子メールにて仮に承るが、その後、正式な依頼書、契約書等の発行をお願い申し上げる次第である。

これまでの活動総覧（著作・執筆、講義・ゼミ・特別講座・講演・講話会・学会発表、研究・論文・実験協力、総合学術・総合芸術活動、学術・芸術サークル活動、メディアへの取材協力等）は、第一巻を参照いただきたい。

● 岩崎宛てに直接ご依頼をお送りいただく場合

メールにてご依頼・ご要望の内容をお送りいただきたい。

● 岩崎の著書または岩崎が寄稿した学術誌の出版社を通じてご依頼いただく場合

岩崎の拙著または岩崎が寄稿した学術誌の出版社宛てに岩崎への仕事のご依頼を送付された場合、出版社の担当者より依頼内容が転送されてきているため、出版社を通じてのご依頼も可能はなっている。

但し、かくのごとく、岩崎に直接依頼可能なメールアドレスを掲載しているため、可能な限り直接依頼を頂ければありがたく、またその方が、岩崎からも早い返答が可能である。

第三部 共感覚関連の研究者や学生からの依頼について

（共感覚等に関する実験・取材・インタビュー・アンケートへの協力の依頼や他の被験者の紹介の依頼について）

共感覚についてのご質問のほか、共感覚に関する実験・取材・インタビュー・アンケートへの協力のご依頼や、他の被験者の紹介のご依頼も、随時受け付けており、まずは一度ご連絡頂ければありがたい。

これまでの協力内容等は、活動総覧を参照されたい。

特に、学部学生の卒業論文や大学院生の修士論文・博士論文等に用いる実験・インタビュー・アンケート等の場合、謝礼等に関する大学・研究室の内規や指導教官の指示に抵触しない限り、多くは無償で協力しており、個人メール（質問、私信等）として受信したのものにも対応している。

また、論文等の実験・研究成果において、岩崎を匿名で扱う必要はない。実験当日等に交わす同意書にも、「論文等で言及する際には個人が特定できる情報は記載しないか」、「被験者A」等につき換えて、氏名は匿名とする」旨の記載も必要ない。（無論、匿名扱いも可。）

但し、大学・研究室の内規（研究協力に際しての承諾書面や契約書面の発行に関する規程、実験データの被験者への提供に関する規程、謝礼に関する規程）や倫理審査、指導教官の指示は、必ず遵守するよう留意されたい。

（学生が実験データのコピーを期限通りに被験者である岩崎に渡さず、メールでの要求にも応じなかったために、指導教官に直訴する等のトラブルも、過去に何件か発生している。）

また、所属機関とは無関係の個人的なご依頼であっても、有償でのご依頼や、依頼者・被験者間における法的に高度な契約の締結を伴うご依頼については、可能な限り個人メール（質問、私信等）としてではなく公式メール（学術関係、仕事の依頼等）として送付いただければありがたい。

（但し、これはあくまでもトラブルを避けるための便宜的な要望であるゆえ、内容により対応するものとする。）

最近は、「被験者数が足りないため、他の被験者を紹介してほしい」旨のご依頼も多い。この場合、原則として、無償で知人の共感者等の中から紹介しており、手数料を請求することもないが、それぞれの被験者の意志や都合等を伺う必要もあり、必ずしもご期待・ご要望にお応えできるとは限らない点は、ご容赦願いたい。

また、同様のご質問・ご依頼は、旧日本共感覚研究会の会長岩崎としても受け付けている。

第四部 和歌等の特殊文芸作品の購入・使用の要望、和歌の制

作・解説・解釈の依頼について

別巻の次の事項を参考に、メールにてご依頼・ご要望の内容をご送付願いたい。

- 和歌の購入・使用の要望、和歌の制作・解説・解釈の依頼
- 和歌の詠進・提供歴、和歌・歌書・古典についての調査研究・仕事歴

第五部 楽曲等の無形芸術作品の購入・使用の要望、作曲・編曲の依頼について

別巻の次の事項を参考に、メールにて依頼・要望の内容をご送付願いたい。

- 楽曲の購入・使用の要望、作曲・編曲の依頼
- 過去の楽曲提供歴

第六部 ウェブサイト、ウェブコンテンツ制作の依頼について

ウェブサイトまたはウェブコンテンツ制作も承っている。

別巻の次の事項に、岩崎が扱うことのできるマークアップ言語・プログラミング言語等を列挙しており、ご参考の上、メールにてご

依頼・ご要望の内容をご送付願いたい。（制作のみか、制作・更新・メンテナンスのセットでのご依頼か、など。）

一番参考となるのは、当「岩崎純一のウェブサイト」そのものである。当サイトに使用している技術に関するご依頼は、ほぼどれでも可能と判断して下さって差し支えない。

現在は、常時五つほどの法人・団体・個人サイトの制作・更新・メンテナンスを行っている。ご希望により、サイト著作者（岩崎純一）の氏名をサイトに記載しないことも可能である。（但し、格安にて作らせていただく個人サイトの場合、記載していただけるとありがたい。）

ご不明な点がある場合は、一度ご相談いただきたい。

● サイト・コンテンツ制作環境、使用パソコン等

第七部 女性専用ウェブスペース及び岩崎と連携している女性

専用施設とその閲覧室に関する質問・相談・依頼、及び

岩崎から女性への逆要請について

IVIのウェブサイト内に設置した女性専用ウェブスペース、及び、岩崎の著作物を閲覧できる端末を設置するか同著作物を図書として配架する閲覧室を有する女性専用施設、及びその閲覧室に関するご質問・ご相談・ご依頼は岩崎までお送り願いたい。

また、第二巻及び第五巻の個別の活動に定める通り、協力要請者

等または利用者等のうち特に聡明な女性については、岩崎から依頼・要請の上、同ウェブスペース及び閲覧室への協力者または運営者として登用することがある。

第八部 岩崎を研究・招聘されるにあたっての特記事項

二〇一四年六月十四日 起筆

二〇一六年二月二十一日 公開

二〇一七年六月十日 更新

二〇一七年九月二十三日 更新

二〇一八年 四月二十一日 最終更新

第一章 研究のご報告のお願い及び研究者・ご研究内容のリストの提供について

岩崎について、著書、学術論文、博論、修論、卒論などをお書きになったこと、講演、講義等をされたこと、研究して下さったことのある学者、研究者、学生で、まだお知らせを頂いていない方は、ぜひご連絡いただければ幸いです。

お送りいただいた場合、ご要望に応じ、岩崎を研究し論じて下さった研究者及びご研究内容のリストを、貴殿を追加の上、お送りする。所属大学や所属機関が異なる場合、研究者・学生等が岩崎についての論文（特に、学術的・社会的価値が認められることがあまり

ない卒論）を読み合う機会はほとんどないため、学術的交流の端緒となれば幸いである。

また、今後岩崎について講義・研究等の活動を検討されている方も、岩崎までお問い合わせいただければ、リストをお送りする。

第二章 岩崎純一の女性施設への招聘について

大学・研究機関の講義・ゼミ・特別講座等の講師として岩崎を（所定の手続きの上で）招聘して下さっている方は、この項を特にお読みいただくと必要はない。

一方、一般女性を中心とする岩崎についての集会、とりわけ「岩崎純一さんのお話を聴く会」、「続 岩崎純一さんに会いたい会」、「岩崎純一さんとの合同勉強会」の三大女性サークルの女性メンバーへのお願いをここに申し述べる。

これらのサークルも、主催大学（担当教員）の手を離れて以来、他の岩崎関連のサークルと同程度に自由度は増したが、メンバーの割合は、大学関係者・学生よりも、女性専用ウェブスペースにて紹介されているコンフィデンシャル（情報秘匿）型の女性専用施設等に居住する PTSD・強迫性障害・性被害・DV被害等の一般女性が多くなっている。

このような女性専用施設（女性寮、女性シェルター、女性ソーシャルアパート）に岩崎をお招きいただく場合、スタッフの方々は、インターネットの使用制限、面会スペース・時間の制限、外出の制

限、郵送物の中身の制限、自治体や警察からの要請等、それぞれの施設の規則や公的な要請を守って岩崎をお招き下さるようお願い申し上げます。次第である。

第三章 女性による岩崎についての研究・執筆・学術サークル開催などの優勢について

現在、岩崎を大学の講義・ゼミに招聘して下さり、また学術論文・博論・修論・卒論のテーマに選んで下さっているのは、ほとんどが女性教授、女性研究者、女子学生、DV・犯罪被害女性専用施設の女性スタッフや居住者となっている。

また、「岩崎純一さんのお話を聴く会」、「岩崎純一さんに会いたい会」、「続 岩崎純一さんに会いたい会」、「岩崎純一さんとの合同勉強会」等のサークルの主宰者も全員が社会人女性・OL・主婦や女子学生となっているし、指導教授に志願して岩崎についての会を開催し、また卒論をお書き下さるなど、女性の活動が顕著に偏って盛んである。

知覚・共感覚、巫女との和歌交流等、とりわけ女性が好む学術テーマを多く扱っていることもあるかと存じてはいるが、男性による研究もぜひ拝見したいと考えている次第である。

第八編 法令に基づく表示

二〇一二年十月十三日 起筆

二〇一二年十月二十日 公開

二〇一七年九月二十三日 最終改定

第一部 「甲乙」の定義

当ページに記載する「甲」および「乙」とは、下記を意味するものとする。

◆ 甲・・・乙に対し、講義、ゼミ、特別講座、講演、講話会、学研究・調査、実験協力、著作物の執筆・制作等の依頼を行い、これらの事実が明記されている契約書面を乙との間に締結し、これらの対価として、乙に対し謝礼、報酬、講演料、実験協力費、印税、制作料、和歌詠進料、作曲料等の名目で金銭を支払うか、または、乙の著作物の購入・使用を要望し、これらの事実が明記されている見積書を乙より受領し、注文書を乙に送付し、納品書及び請求書を乙より受領するなどして、著作物の対価として、乙に対し著作物使用料、購入代金等の名目で金銭を支払い、領収書を受領する法人または団体または個人

◆ 乙・・・岩崎純一（コンテンツやサービスの提供者）及び岩崎純一学術研究所

第二部 「各種の著作物」の定義

第五巻を見よ。

第三部 謝礼等の支払いについて

乙が依頼を受けている仕事・事業の内容は多岐に渡っており、目的ごとに遵守すべき法令等も異なっているため、随時注意、相談されたい。

仕事の見積依頼、仮依頼を受領し次第、本研究所の情報（所在地、電話番号等）を遅滞なく提示する。

乙の講義、ゼミ、特別講座、講演、講話会、学研究・調査、実験協力や各種の著作物の制作依頼・使用について甲が乙に支払う対価が、謝礼、報酬、講演料、実験協力費、印税、制作料、和歌詠進料、作曲料、著作物使用料等である場合（購入代金、買取価格でない場合）、民法や各種の税法のみならず、依頼者の所属機関（大学、会社など）の内部規程にも注意されたい。

第四部 個人情報保護方針及び個人情報の保護に関する法律に

基づく表示

第五巻を見よ。但し、「甲乙」は、前述の協力要請者等としてのそ

れらに読み替えるものとする。

第九編 個別の活動に係る協力要請者、研究者、実験実施者、出版

者向けの内部規程または注意・留意・表記事項の策定及び
その内容

二〇一二年十月十三日 起筆

二〇一二年十月二十日 公開

二〇一五年五月十三日 改定

二〇一七年六月十日 改定

二〇一七年九月二十三日 最終改定

第一部 概要

第五巻を見よ。

第二部 日本のスピリチュアル・ブーム、脳ブーム、超常現象・

オカルト科学ブーム、カルト・新宗教団体等の現状に鑑
みた、共感覚等の扱いに関する留意事項

第五巻を見よ。

なお、協力要請者等として岩崎より協力を得られる者は、当該留意事項を的確に理解する者に限られる。

第三部 統合失調症、不安障害、解離性同一性障害、発達障害、

共感覚等、国民間で各種の偏見問題や実在性・信憑性への
疑義論争が存在する知覚様態・精神疾患に関する留意
事項

第五巻を見よ。

なお、協力要請者等として岩崎より協力を得られる者は、当該留意事項を的確に理解する者に限られる。

第四部 精神疾患者等の個人情報扱い、およびDV・暴力・虐待

待等の加害者への対策について

精神病理学・精神疾患研究関連の巻の「精神疾患者等の個人情報
の扱い」、及び「DV・暴力・虐待等の加害者への対策について」を
見よ。

第五部 公的機関の相談窓口や警察等への相談・通報の重要性に

ついて

第五巻を見よ。

なお、協力要請者等として岩崎より協力を得られる者は、当該重要性を的確に理解する者に限られる。

第六部

IECA及びJICWの編集・編纂のためのウェブサイト内の女性専用スペース、及び、岩崎純一と連携している各女性専用施設とその閲覧室について

第五巻を見よ。

なお、協力要請者等として岩崎より当該スペースに関する協力を得られる女性は、当該スペース及び施設の意義を的確に理解する者に限られる。

第七部 日本共感覚研究会に関する留意事項

日本共感覚研究会では、共感覚そのものの研究よりも、共感覚を巡って起きている社会現象（スピリチュアル・ブームや霊感商法）の社会学的追究に注力する。

研究会の各ページに記載している各規程、留意事項、調査報告を見よ。

第八部 超音波コミュニティ東京に関する留意事項

超音波知覚者コミュニティ東京に関する著述内の以下の解説を見よ。

●【注意勧告】当コミュニティが疑似科学団体やテクノロジー犯罪

被害者団体と友好関係にあるかのように紹介されている事例に対する注意勧告、および統合失調症や妄想性障害の既往歴・現病歴の確認のお願い

●報告者、留意事項「やっていいこと、やってはならないこと」、最低限の物理学的知識の学習のお願い

第九部 岩崎式日本語に関する留意事項

岩崎式日本語に関する著述内の以下の解説を見よ。

●言語の概要と研究会（岩崎式日本語に触れていただく際の注意点）

●岩崎式日本語の使用の方々向けの注記

第十部 よくあるご質問と回答

二〇一四年六月十四日 起筆

二〇一六年二月二十一日 公開

二〇一七年九月二十三日 最終更新

▼Q. 岩崎さんをテーマに卒論（修論、博論、研究論文、評論など）を書きたいのですが、対談・インタビューの許可は頂けませんか？

（類似のご質問の中から一例を挙げ、原文ママ）

● A. 承っております。

私をテーマに論文をお書き下さった方は多くいらっしゃいますが、大学の卒論と大学院の修論・博論が最も多く、学生には優先的に対応しております。公式メール（学術関係、仕事のご依頼等）または個人メール（ご質問、私信等）にてお問い合わせ下さい。

▼ Q. 私は大学生ですが、大学で岩崎さんをお呼びする勉強会を開催するには、大学への許可申請が必要ですか？

（類似のご質問の中から一例を挙げ、原文ママ）

● A. 基本的には必要です。詳しくは大学にお尋ね下さい。

例えばこれまで、大学の授業のコマやゼミ、特別講座として開催した場合には、当然大学に申請がなされております。（大学の法人印や担当教員・研究者の印入りの依頼書をご提供下さいますようお願い申し上げます。）

一方、会場が大学の一般向けの自由教室・談話スペースである場合や、大学とは関係のない集まり（複数の大学の友人どうしとしての学生による開催）などである場合には、ほぼ申請は必要ありません。ただし、大学の方針によります。

また、岩崎の公式メール（学術関係、仕事のご依頼など）や個人メール（ご質問、私信など）のページ、法令に基づく表示には、

依頼の仕方や権利関係のことを詳しく書いておりますので、そこらもご参照ください。

これまでに私を研究して下さったり講義・ゼミに呼んで下さっている大学教員・学生は多岐に渡りますが、おもな大学は講義・ゼミ・特別講座・講演・講話会・実験協力を行った大学などのページをご覧ください。